

取 扱 基 準

名 称	新潟市体験型観光支援補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	食、酒、農、文化など、本市の魅力ある素材を活用した体験型観光の充実を図ることで、旅行者の満足度の向上やさらなる誘客につなげることを目的とし、体験型観光の創出に要する費用の一部を補助する。
目 標	数値化□ 非数値化■
	本市の魅力ある素材を活用した体験型観光を創出し、旅行者の満足度を向上させる。
	<目標が数値でない場合の評価方法> 実績報告書などを総合的に判断し、本市の交流人口拡大に寄与しているかを評価する。
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の 内 容	補助対象事業を実施するために直接要する経費のうち以下のもの ・ 備品購入費、消耗品費、印刷製本費、委託費等
補助額 及びその算定方法 又は補助率	400千円 補助率 1／2（1事業・1事業者：上限100,000円） <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和6年4月1日
評価の時期	令和8年9月30日
終 期	令和9年3月31日 (終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 新潟市の補助事業であることを記載する
	〔媒体〕 ポスター、パンフレット、ホームページ等
担当部署	観光・国際交流部 観光推進課 電 話 025-226-2612 e-mail inbound@city.niigata.lg.jp